



PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム 妥当性確認報告書

株式会社エナリス
代表取締役社長 都築 実宏 殿

1. 妥当性確認対象

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は、株式会社エナリス(以下、「ENERES」という。)からの依頼に基づき、「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」に対し、同スキームの利用者が定めた「ハイブリッド・オフサイト PPA 手順書・業務フロー (version 4)」及び「RE100 TECHNICAL CRITERIA (Date of publication: 24 March 2025)」に準拠し、適切に算定・出力されるものとして設計されているかについて妥当性確認を行った。

本件の目的は「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」の設計に関して、判断基準に基づいて独立の立場から妥当性を客観的に評価し、第三者としての意見を表明することである。

2. 妥当性確認概要

SOCOTEC は、「JIS Q 14064-3:2023 (ISO 14064-3:2019) 温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」並びに国際監査・保証基準審議会(IAASB)の国際保証業務基準(ISAE)3000(改訂)「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」の要求事項を参照した SOCOTEC の手順に基づいて妥当性確認手続きを実施した。妥当性確認対象範囲は、「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」における再生可能エネルギー発電量、再生可能エネルギー供給量、非化石証書認定量及び権利確定量である。

保証水準は「限定的保証水準」、重要性の判断基準は「再生可能エネルギー供給量」「非化石証書権利確定量」の各々5%とした。

妥当性確認手続きでは、ENERES において、「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」における同スキームの利用者の算定バウンダリーの設定方法、入力するデータの選択と入力方法、算定方法論、算定に適用される係数、演算処理に関して、開発者への質問及び関連資料の閲覧、設計開発プロセスにおける証跡の確認、再計算によるテストによって行われた。

3. 妥当性確認の結論

ENERES が設計・開発した「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」が、判断基準に従って設計されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

<妥当性確認有効期間：2025 年 12 月 1 日～2026 年 11 月 30 日>

4. 留意事項

「PPA による再生可能エネルギー発電/供給量算定・運用スキーム」の責任は ENERES にあり、本妥当性確認に関する責任は SOCOTEC にある。

ENERES と SOCOTEC との間には、特定の利害関係はない。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場 誠吾

Seigo Futaba

2025 年 11 月 19 日